

長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例について

1. 対象者

地域経済牽引事業(国の課税特例確認済み)に関する計画の承認を受けた事業者

2. 対象資産

投下固定資産額合計1億円以上(農林漁業及びその関連業種は5千万円以上)の家屋・構築物、土地

・家屋・構築物

長野地域基本計画の同意日(平成29年12月22日)から令和7年3月31日までに設置した地域経済牽引事業計画の対象施設の用に供するもの

・土地

上記の家屋又は構築物の敷地であるもの(平成29年12月22日以後に取得したものに限り、かつ取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。)

3. 免除期間

家屋又は構築物に対して固定資産税が新たに課税されることとなる最初の年度以降3箇年度